

住生活空間（集合住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業

令和 7 年 4 月 11 日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名

住生活空間（集合住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業

（2）事業目的

我が国の高齢者人口は急速に増加しつつあり、特に 2025 年には団塊の世代が後期高齢者になり、要介護認定者等の増加が見込まれることなどから、高齢者の住まいの確保や、生活支援・介護・医療サービスの提供体制の確保を図ることが急務となるとともに、高齢者の健康状態をいかに維持・増進し続けていくか、介護予防が重要な課題となっている。また、障害者や子育て世帯においても、虚弱化予防や成人病予防などのための取組みが重要となっている。

高齢者等の健康状態の維持・増進に関しては、生活習慣改善などの個人の努力によるところが大きいとされる一方で、住生活空間の断熱化などの省エネルギー化が身体活動の活発化につながる効果があると考えられることなどから、健康の維持・増進に資する住生活空間のあり方を検証し、最適な住宅の普及を進めていく必要がある。

本事業は、省エネルギー化された集合住宅等による居住者の健康状況に対する効果について検証を行うため、住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況等への影響に関する調査を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者等の健康の維持・増進に資する集合住宅整備の推進方策を示すことを目的とする。

（3）事業内容

国の指定する首都圏の公的賃貸住宅団地において実施される省エネルギー改修工事の有無による居住者の健康状況に対する効果等に係る調査を行う。調査には、以下の①②の両方を含むものとする。

① 住生活空間の省エネルギー化による環境等への影響に関する調査

- ・省エネルギー化に係る工事により住生活空間（集合住宅）の温熱環境へ与える影響等について検証する。
- ・想定される調査内容は、アンケート調査、複数の集合住宅内の住生活空間における冬期環境調査（温度、湿度、空気質等）等とする。

② 住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況等に対する効果に関する検討

- ・上記①の調査において、住生活空間（集合住宅）における環境等を把握し、その状態に応じた居住者の健康状態の変化等について検証する。
- ・想定される調査内容は、アンケート調査、健康診断・家庭血圧・体温の測定等の調査等とする。

省エネルギー改修工事は、当該住宅の管理者によって令和7年度中に順次実施され、上記①②の調査は、当該工事の前後を対象とすることを想定する。また、当該住宅の仕様や改修工事の内容については、必要に応じて当該住宅の管理者から提供を受けるものとする。なお調査に当たっては、過年度に実施した「住生活空間（集合住宅）の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業」において行った調査デザインを参照することとする。

注1）本公募は、令和7年度予算によるものであり、令和8年度以降に想定される事業内容の実施は、令和8年度以降の予算成立等が条件となる。

注2）令和7年度以降の予算成立等により、本調査事業が継続される場合、調査事業者については毎年度公募を行い、コホート調査を行うための各年度の成果品は次年度以降の調査で参照することとする。

（4）事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年5月中旬 ～ 令和8年3月中旬

2. 対象事業者の要件

次の（1）～（4）までの全ての条件を満たす民間事業者等とする。（複数の事業者によるコンソーシアムも可）

- （1）省エネルギー改修工事を行う公的賃貸住宅を調査対象想定に含めること。そのために、国の指定する公的賃貸住宅の管理者と連携を行うこと。
- （2）公平性及び中立性に関する要件
 - 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
 - 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- （3）技術能力に関する要件
 - 医学や建築環境工学の学識経験者が連携・協力すること。
 - その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。
- （4）経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

（1）担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 住宅戦略官付 田中
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39157)

④ 電子 mail tanaka-k2za@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

①期 間 令和7年4月11日(金)から令和7年4月25日(金)

②方 法 電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限及び方法

①期 限 令和7年4月25日(金)18時00分まで

②方 法 電送(電子メール)

なお、提出時は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・データ形式は PDF とする。なお、国土交通省担当職員が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力 10MB 以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。